

京都大学防火規程の一部を改正する規程

京都大学防火規程の一部を改正する規程（平成21年達示第33号）の一部を次のように改正する。  
附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 京都大学自衛消防団規程（昭和26年達示第7号）
- (2) 京都大学宇治地区自衛消防団規程（昭和43年10月8日総長裁定）

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行する。

京 都 大 学 防 火 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 次に掲げる規程は、廃止する。</u></p> <p><u>(1) 京都大学自衛消防団規程（昭和26年達示第7号）</u></p> <p><u>(2) 京都大学宇治地区自衛消防団規程（昭和43年10月8日総長裁定）</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年5月27日から施行する。</p>